

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／自動運転（システムとサービスの  
拡張）に関する知的財産権移転等に関する特別約款（大学・国立研究開発法人等用）

平成30年8月1日制定

平成30年11月28日改正

（知的財産権の移転の承認等に関する特則）

- 第1条 業務委託契約約款（大学・国立研究開発法人等用）（以下「原約款」という。）第3  
1条第3項第四号ただし書の規定に該当する場合、当該規定にかかわらず、乙は、あ  
らかじめ、原約款第31条の3に規定する様式第12による知的財産権移転承認申請書又  
は様式第13による専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなけ  
ればならない。
- 2 甲が前項の承認に際して、甲が当該知的財産権について再実施権付の通常実施権を要  
求する場合、乙は、甲に対して無償で許諾しなければならない。
- 3 乙が第1項に定める甲の承認を受けないこと又は前項に定める実施権の許諾を行わな  
いことについて、正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権は無償で甲に譲り  
渡されるものとする。

（知的財産権の帰属に関する特則）

- 第2条 乙が国外機関等（外国籍大学等）の場合、原約款第31条第1項に規定する知的財  
産権を、甲乙均等に共有するものとする。
- 2 前項の規定により当該知的財産権を甲乙が共有とする場合、甲は乙から無償で当該知  
的財産権のうち産業財産権を受ける権利の一部承継若しくは当該知的財産権の一部移転  
（以下「承継等」という。）を受けるものとする。
- 3 前項の承継等の時期は、甲の指示によるものとし、甲はその指示を原則として権利の設  
定登録後に行うものとする。ただし、甲が特に必要があると認めるときは、権利の設定登  
録に先立って当該産業財産権を受ける権利の承継を指示することができるものとする。
- 4 甲又は乙は、当該知的財産権の持分を放棄しようとするときは、事前に相手方に通知す  
るものとする。
- 5 甲又は乙は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく当該知的財産権の放棄又は帰属の手  
続を行うものとする。

(承継等に係わる経費の負担に関する特則)

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲と共有する産業財産権の出願から設定登録までに要した費用（以下「出願費」という。）、特許料、登録料若しくは手数料又は発明等を行った者に対する出願補償金、登録補償金、若しくは実施補償金を全て負担するものとする。ただし、乙が持分を全部放棄した場合は、この限りではない。

(知的財産権の実施に関する特則)

第4条 乙は、第2条第1項の規定により甲と共有する知的財産権を自ら利用しようとする（以下「自己実施」という。）ときは、甲が別に定める知的財産権利用届出書を事前に甲に提出するものとする。この場合、乙は、当該知的財産権の利用状況について甲に報告しなければならない。

2 甲は、乙と共有する知的財産権について、第三者に対して、利用許諾することができるものとし、乙はこれに同意するものとする。ただし、甲は、第三者に対する利用許諾を行うに当たって利用条件に関する乙の意見を考慮するものとする。

3 甲は、前項の利用許諾を行った知的財産権に係る利用状況について、乙に対し利用者から報告させるものとする。

4 乙は、第三者に対して、甲と共有する知的財産権について、利用許諾を行おうとするときは、別添特別約款様式1による知的財産権利用許諾同意申請書により、あらかじめ甲の同意を得るものとする。

5 乙は、甲が乙との共有に係る知的財産権について、第三者に対して、利用許諾したときは、当該第三者に対し、甲の指示に従って、当該知的財産権を円滑に利用できるよう技術上の協力に努めなければならない。

6 甲及び乙は、第1項の規定による共有に係る知的財産権の自己実施又は第2項若しくは第4項の規定による甲若しくは乙の第三者に対する利用許諾によって生じた次に掲げる事項については一切の責任を相互に負わないものとし、甲又は乙の第三者と締結する利用契約にその旨規定するものとする。

一 相手方の自己実施に係る相手方若しくはその従業員等、相手方から実施許諾を受けた第三者若しくはその従業員等又は相手方若しくは当該第三者の顧客（以下「実施者等」という。）に生じる損失、損害、請求又は要求（結果的又は間接的なものを含む。）

二 第三者の知的財産権を侵害しない旨の保証

三 第三者の知的財産権の侵害による請求に対する実施者等のための防衛及びこれの解決

(ノウハウの秘匿すべき期間に関する特則)

第5条 原約款第29条第4項に規定する「次の各号に掲げる場合」に加えて、特別約款第4条第2項及び第4項の規定により実施許諾する場合を、原約款第29条第3項の秘匿すべき期間から除くものとする。

(乙の再委託先又は共同実施先に関する特則)

第6条 乙の再委託先又は共同実施先が委託業務の一部を実施することにより発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権(成果報告書、その他これに類するものの著作権を除く。)は、S I P (戦略的イノベーション創造プログラム) 研究開発計画で規定する知財委員会が付した持分等の条件を満たす場合に限り、乙の再委託先又は共同実施先に帰属させることができるものとする。

(存続条項)

第7条 第1条から第6条までの規定は、契約期間の満了又は契約の解除により本契約が終了した場合も、対象事由が消滅するまで引き続き効力を有するものとする。

(原約款との関係)

第8条 この特別約款に規定しない事項については、原約款の規定を適用する。

附 則

この特別約款は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この特別約款は、平成30年11月28日から施行する。